



企業法順位: 12/15位

素点: 18.5

第1問 答案用紙

偏差値: 51.7

(企業法)

大枠  
OK

OK  
OK  
OK  
OK  
OK

問題1 1. Aは、Bは代表取締役であり、Cは取締役である。甲会社は取締役会設置会社であり、代表取締役の選定は取締役会の権限であり(362条2項3号)。Cは、代表取締役の選定を取締役会から株主総会へ委譲する旨の定款の効力が問題となる。この点、当該定款の効力は有効であると解する。これより、Cは株主総会が取締役会の上位機関であり、下位機関である取締役会に権限が委譲されたものには、金口経営意思決定等と同様株主総会に決したものは、時間的・量的非現実的負担が大きい、合理的とはいえず、したがって、取締役会の権限を上位機関に維持する旨の定款は、取締役会に権限を与えた定款に反しないとして有効である。次に、本件定款は相対的であり、一人株主の甲は株主総会を開催して株主総会決議事項を決定したから問題となる。この点、株主総会は株主の意思反映の場であり、株主の意思決定が重要であるから有効である。BはAから甲会社株式100%を譲り受け、甲会社の一人株主であり、以上より、Bは代表取締役である。

2. 次にBは本件契約を単独で甲会社に締結して300万円を授け、Bは代表取締役であり、原則として甲会社に与える代表権は有限である(349条1項4号)。しかし、本件契約は99%の借入金であり、取締役会の議決事項である(362条4項2号)。この99%は、各会社の定款に照らして決したもので、取締役会に決定したものでない限り、Bが原則として甲会社に代表して締結することはできない。Bは借入行為は甲会社に借入する、本件契約の効率は甲会社に帰する。

問題2 1. Bは株主総会において選定した取締役から解任された。しかし、Cは相當の責任を負って取締役を任命したところ、任期満了後も本来受け取るべき報酬にCは甲会社に対してその支払を請求すべきであるから以下検討する。

2. 株主総会の報酬等にかつ、金額や算定方法等を株主総会の議決事項として定めなければならぬ(361条1項各号、307条1項)。これは、お守り防止と、金口経営を保護し、Cは甲株主の利益を保護するためである。次に、取締役の報酬が株主総会等において決議が決定された場合、取締役は減額前の本来受け取りべき報酬にCは甲株主の利益を保護するため、Cは甲株主に対して、解任時の任期満了時点の本来の報酬の支払を請求すべきである。

339条2項  
株主総会

|   |   |
|---|---|
| 評 | 点 |
|   |   |

「問題1」の大枠を10分以内で済ませたい。

CP: TAC



0 4 0 9 0 1

受験番号シール貼付欄

2  
2

素点: 9.5  
偏差値: 46.2

# 第2問 答案用紙 (企業法)

大  
中  
子  
の  
こ

大  
中  
の  
こ

ok

|     |   |
|-----|---|
| 問題1 | <p>1. 新設分割の場合、新設分割後新設分割株式会社にして、債務の履行(当該債務の保証人として新設分割後株式会社と連帯して負担する保証債務の履行を欲)を請求することができない新設分割株式会社(763条1項1号又は765条1項1号に掲げる事項にない)の定めがある場合は、新設分割株式会社(810条1項2号)は、新設分割株式会社に対し、新設分割の決議を述べたこと(810条1項2号)。これは、組織再編行為(5)、会社の債務の履行に他の権利が優先することがない、債権者を保護するものである。</p> <p>2. 以上の事件新設分割の決議を述べたこと(810条1項2号)債権者とは、債権の履行に当該新設分割の決議を述べたこと(810条1項2号)債権者とは、両会社の債権に優先して債権を有している債権者である。</p>   |
| 問題2 | <p>1. 本問は個人であるAが法人である両会社に対し損害賠償請求を行うことである。この場合、会社法において直接適用される法律がないため、民法の一般原則に照らしてこれを考えるべき、個人と法人間の争い(個人であるAが不利な立場に立つ)である。個人であるAを救済するため、会社法の制度を類推適用することが、以下検討する。</p> <p>2. 両会社は法人である(3条)が、その実態としては、個人が取締役等の職務を構成している。会社の代表権は、代表取締役または代表取締役(349条1項)にあり、役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定(429条1項)を類推適用することができるとする。429条1項を類推適用するに当たって、① 知事代表としての役員であり、② 当該役員は職務懈怠による損害の発生が原因、③ 第三者の損害が発生しており、④ 第三者の損害と職務懈怠との相当因果関係が存在(211)に必要とされる。なお、429条は特別規定である。</p> <p>3. 本問において、① 責任を原うのは両会社の代表取締役と限定すると、② 損害は、両会社の代表取締役の職務懈怠による損害の発生が原因であり、③ 両会社の代表取締役の善悪法規範(330条、民法644条)に定められており、④ 因果関係は、Aの損害が原因、⑤ 引当金は同法に定められていない。</p> <p>3. 以上Aの当該請求は認められる。</p> |

764条  
指権  
行使

|   |   |
|---|---|
| 評 | 点 |
|   |   |

この「問題1」を死守した。

CP: TAC